

市民人権意識調査の動向分析と課題

近畿大学人権問題研究所教授 奥田 均

[1] 問題意識の所在

(1) 人権意識調査への参画

- ① 2004年から2005年にかけて、市民の人権意識を把握する行政調査に参画する機会を相次いで得た。関わった調査の概要は次とおりである。
- ② 【1：実施主体 2：実施時期 3：対象者 4：標本抽出方法と標本数 5：調査方法 6：割当標本数に対する有効回収率 7：報告書 8：備考】
- a. 人権問題に関する三重県民意識調査（以下「2004 三重県意識調査」）
【1. 三重県 2. 2004年11月 3. 満20歳以上の有権者 4. 層化二段無作為抽出で7,000人 5. 郵送法 6. 43.6% 7. 三重県『人権問題に関する三重県民意識調査報告書』（2005年12月）・三重県『人権問題に関する三重県民意識調査報告書～詳細分析から見えること～』（2006年3月） 8. なし】
- b. 人権問題に関する府民意識調査（以下「2005 大阪府意識調査」）
【1. 大阪府 2. 2005年8月 3. 満20歳以上の府内居住者 4. 等間隔無作為抽出で6,000人 5. 郵送法 6. 52.5% 7. 大阪府『人権問題に関する府民意識調査報告書』（2006年3月）・大阪府『人権問題に関する府民意識調査報告書（調査検討会委員分析）』（2006年3月） 8. なし】
- c. 中高地区人権に係る住民意識調査（以下「2005 長野県意識調査」）
【1. 長野県中野市・山ノ内町・木島平村・野沢温泉村 2. 2005年8月 3. 満20歳以上の当該市町村住民 4. 無作為抽出で764人 5. 郵送法 6.

55.4% 7. 中野市・山ノ内町・木島平村・野沢温泉村『中高地区人権に係る住民意識調査報告書』（2006年3月） 8. 各市町村別の分析のためにそれぞれの市町村においては標本数を上積みして実施した】

(2) 遭遇した議論

- ①「2004 三重県意識調査」や「2005 長野県意識調査」において、表現は様々であるが、おおむね次のような意見や要請が行政側からなされた。
- ②（要請）人権問題に関する意識調査なのだから様々な人権問題を取り上げてもらいたい。同和問題に関する質問に調査内容が偏っているのを是正してもらいたい。

(3) 考えてみたいこと

- ①「2004 三重県意識調査」や「2005 長野県意識調査」において出された要請を人権意識に関わる行政調査での近年の共通した傾向として受け止める。そこでまず、近年の人権意識調査を類型化し、その実例を検証したい。
- ②なぜこうした要請が出されてくるのか、その背景を考察したい
- ③人権意識調査において様々な人権問題を取り上げることの問題点を考えてみたい
- ④人権意識調査に関わる発展的な解決の方向を検討したい。

[2] 人権意識調査の傾向分析

(1) 2000年以降の人権意識調査の分類

- ①2000年以降に実施された人権意識調査をA：部落問題についての調査、B：部落問題が中心であるが他の人権課題も取り上げている調査、C：様々な人権課題を取り上げている調査、に分類する。部落問題に関する意識調査研究会（部落解放・人権研究所）における内田龍史報告（2006年1月26日）によれば、2000年以降に実施された府県レベルの調査では、次のようになっている。

A：大阪府（2001）・和歌山県（2001）・神奈川県（2002）・鳥取県（2002）、福岡県（2003）

B：栃木県（2001）・群馬県（2001）・岐阜県（2002）・長崎県（2002）・高知県（2003）・石川県（2004）・愛知県（2003）・大分県（2004）・佐賀県（2004）・鹿児島県（2004）

C：埼玉県（2001）・滋賀県（2002）

②内田報告には含まれていないが、「2005 大阪府意識調査」はAに、また「2004 三重県意識調査」と「2005 長野県意識調査」はBに分類される。なお内田報告の（ ）内の数字は調査報告書の発刊年を示している。

（2）3類型の調査内容の実際

①3類型のそれぞれについて、実際の調査内容を検証する。ただし調査票そのものを掲載することは膨大となるので、ここではそれぞれの設問内容を表現している報告書の目次部分より「調査結果」の項を列記する。

②なおAの調査事例としては「2005 大阪府意識調査」を、Bでは「2004 三重県意識調査」を、Cでは内閣府が2003年に実施した「人権擁護に関する世論調査」（以下「2003 内閣府調査」とする）を採用する。

A：部落問題についての調査・・・「2005 大阪府意識調査」

第1章 人権に関わる法律や施設等の認知状況

1－1. 人権に関する宣言や条例等の認知状況

1－2. 人権に関する学習施設の認知状況

第2章 生活意識

2－1. 慣習や風習に対する考え方

2－2. 自分自身に対する意識

第3章 結婚観

3－1. 結婚相手の気になること、気になったこと

3-2. 子どもの結婚相手の気になったこと、気になること

第4章 人権についての関心や意識

4-1. 人権のイメージ

4-2. 人権の考え方に対する意見

4-3. 人権問題に関する記事や番組を読んだり、見たりした経験

4-4. 人権問題で関心のあるもの

4-5. 人権問題で勉強したり、読んだり、見たりしたもの

4-6. 知り合いで差別問題の解消などに熱心に取り組んでいる人の有無

第5章 同和問題に関する認識

5-1. 同和問題の認知状況

5-2. 同和地区という言葉のイメージ

5-3. 同和問題の現状認識と将来展望

第6章 同和問題に関する学習と経験

6-1. 同和問題についての学習経験

6-2. 差別的情報・反差別的情報を聞いた経験

6-3. 結婚で、もめごとや反対などを聞いた経験

第7章 同和地区に対する忌避的意識・態度

7-1. 同和地区に住む人とのつきあいの状況

7-2. 住宅を選ぶ際の忌避意識

7-3. 差別的発言に対する態度

第8章 差別解消に対する意識・考え

8-1. 「差別」に対する考え

8-2. 同和問題を解消するために重要なこと

8-3. 同和問題に対する勢力観

8-4. 人権問題や今後の人権教育・啓発についての意見・要望

B：部落問題が中心であるが他の人権課題も取り上げている調査・「2004 三重

県意識調査」

- 問 1 人権に関する知識
- 問 2 企業の採用選考の面接のときの質問
- 問 3 差別・人権をめぐる考え方
- 問 4 人権問題についての話し合い
- 問 5 人権問題に関する意見
- 問 6 結婚（縁談）相手の調査
- 問 7 外国人の人権
- 問 8 知的障害者の人権
- 問 9 女性の人権
- 問 10 インターネットの掲示板での個人中傷内容の書き込みについて
- 問 11 部落差別の現状認識と解消への見通し
- 問 12 マイノリティとのつきあい
- 問 13 結婚相手が同和地区の出身者が問い合わせることへの意見
- 問 14 同和問題についての日常生活での情報と受け止め方
- 問 15 同和問題に熱心にとりくんでいる人との出会い
- 問 16 同和地区周辺の住宅購入に対する意向
- 問 17 部落問題をめぐる社会の動向認識
- 問 18 同和教育・啓発を受けた経験
- 問 19 子どもの結婚希望相手が同和地区出身だった場合の態度
- 問 20 企業の社会的責任
- 問 21 犯罪被害者の人権
- 問 22 『県政だより』の「シリーズ人権」を読んだ経験
- 問 23 人権に関する取り組みの認知
- 問 24 人権に関する番組の見聞経験

問 25 回答者の属性

C：様々な人権課題を取り上げている調査・・・「2003 内閣府調査」

1. 人権問題について

- (1) 基本的人権についての周知度
- (2) 人権侵害の推移
- (3) 人権侵害の経験 ア (経験がある者に) 人権侵害の内容
- (4) 人権尊重と権利主張による他人への迷惑

2. 主な人権課題に関する意識について

- (1) 人権課題に対する関心
- (2) 女性に関する人権上の問題点
- (3) 女性の人権擁護のために必要なこと
- (4) 子どもに関する人権上の問題点
- (5) 子どもの人権擁護のために必要なこと
- (6) 高齢者に関する人権上の問題点
- (7) 高齢者の人権擁護のために必要なこと
- (8) 障害者に関し、どのような問題が起きているか
- (9) 障害者の人権擁護のために必要なこと
- (10) 同和問題を知ったきっかけ
 - ア 同和問題に関し、どのような問題が起きているか
 - イ 同和問題の解決に必要なこと
- (11) アイヌの人々に関する人権問題の周知度
 - ア アイヌの人々に関し、どのような問題が起きているか
 - イ アイヌの人々の人権擁護のために必要なこと
- (12) 外国人の人権擁護についての考え方
- (13) 外国人が不利益な取扱いを受けることについての考え方

- (14) HIV感染者等に関し、どのような問題が起きているか
- (15) HIV感染者等の人権擁護のために必要なこと
- (16) ハンセン病患者・元患者等に関し、どのような問題が起きているか
- (17) ハンセン病患者・元患者等に関する人権擁護のために必要なこと
- (18) 犯罪被害者等に関し、どのような問題が起きているか
- (19) 犯罪被害者等の人権擁護のために必要なこと
- (20) インターネットによる人権侵害に関し、どのような問題が起きているか
- (21) インターネットによる人権侵害の解決に必要なこと

3. 人権擁護に関する啓発活動について

- (1) どのような啓発活動が効果的と思うか
- (2) 国の人権擁護施策に対する要望

[3] 「様々な人権課題を取り上げてもらいたい」との要請の背景

(1) 人権に関する課題が市民権を拡大してきたことの反映

- ① 部落解放運動や同和行政、同和教育運動が切り開いてきた取り組みの成果
- ② 1995年 「人権教育のための国連10年」がスタート
 - 1996年 人権擁護施策推進法の制定
 - 1997年 人権教育のための国連10年国内行動計画を策定
 - 2000年 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の制定
 - 2002年 人権教育・啓発に関する基本計画の策定
- ③ 「人権教育・啓発に関する基本計画」では、人権問題として「女性・子ども・高齢者・障害者・同和問題・アイヌの人々・外国人・HIV感染者・ハンセン病患者等・刑を終えて出所した人・犯罪被害者等・インターネットによる人権侵害」などが取り上げられている
- ④ 様々な人権課題についての啓発の必要性とそのための基礎資料を得る目的での

意識調査が実践課題にまで高められてきた

(2) 「地対財特法」の期限切れによる同和問題に対する取り組みの後退

- ① 2002年3月末での「地対財特法」の期限切れに対して、部落差別の現実がほぼ解消された結果であると理解したり、同和問題への取り組みの必要性が低くなったと誤解する傾向が出てきたことの反映。
- ② 極端な場合には、同和問題に取り組む法的根拠の喪失と受け止める自治体も出現している。

(3) 内閣府「人権擁護に関する世論調査（2003年2月）」の影響

- ① 内閣府は2003年2月に「人権擁護に関する世論調査」を実施した。
- ② その内容は、「[2] 人権意識調査の傾向分析」のCとして取り上げているとおり、「人権教育・啓発に関する基本計画」で取り上げられている人権に関わる諸課題が並べられている。

[4] 人権意識調査において様々な人権問題を取り上げることの問題点

(1) 調査に対する無理解

- ① 調査とは本来、一定の理論に基づいて仮説が設定され、それを検証する形で設計されるものである。その立場からすると、2003年の内閣府調査は、各人権課題について「問題点」と「必要なこと」を質問しているだけのものであり、意識調査としては不十分なものであるといわざるを得ない。
- ② このような調査から得られるのは単なる「意識の状態」の記述であり、有効適切な人権施策の確立を導くデータ分析は不可能である。

(2) 個人権課題に対する軽視

- ① 様々な人権課題を取り上げるとなると、調査票のボリュームの関係から、一つ

一つの課題に関わる設問は2～3問になってしまう。例えばそんな数問の質問で、障害者問題についての市民の意識が分析できるのだろうか。例えばわずか2問や3問で、外国人差別の現状や今後の方策を策定するための基礎資料が得られるのだろうか。明らかに無理である。

- ② そんな安易な調査でそれぞれの人権課題を把握しようなどという姿勢は、それぞれの課題当事者に対して、とても失礼なことである。ことは調査票の問題ではなく、基本認識が問われている。

[5] 新しい人権意識調査の時代へ

- ① 様々な人権課題についての意識調査を行うことは意義あることである。しかし、1つの意識調査において様々な人権課題を取り上げることには問題点がある。この矛盾をどのように解決するのか。
- ② それは、女性の人権、障害者の人権、高齢者の人権、外国人の人権、子どもの人権など、それぞれの人権課題に重点を置いた独自の調査が、それぞれの施策担当部局の取り組みとして、それぞれの施策担当部局の予算において実施されることである。人権に関わる教育や啓発は特定の担当部局の問題ではなく、全ての施策に不可欠な行政課題であることの理解が求められている。
- ③ 内閣府が実施した「人権擁護に関する世論調査」が人権に関わる諸課題が羅列的に取り上げていることの影響について先に述べたが、実は、それぞれの課題ごとの世論調査を内閣府は実施しているのである（表1参照）。
- ④ それぞれの人権課題に重点をおいた独自の調査が、5年おきや6年おきに実施され、それぞれの施策担当部局において、取り組みの効果測定と政策の検討が計画的に推進されていくとき、人権の課題は文字通り全庁的な課題へ高められていくに違いない。人権意識調査の内容について、同和問題を重点にするかどうかの議論が、こうした発展的な形で解決されていくことを求めたい。

表1 内閣府が実施してきた人権に関わる世論調査一覧（2000年以降）

| |
|----------------------------------|
| 障害者の社会参加に関する特別世論調査（平成17年1月） |
| 男女共同参画社会に関する世論調査（平成16年11月） |
| 外国人労働者の受入れに関する世論調査（平成16年5月） |
| 個人情報保護に関する世論調査（平成15年9月） |
| 児童の性的搾取に関する世論調査（平成14年8月） |
| 男女共同参画社会に関する世論調査（平成14年7月） |
| 配偶者等からの暴力に関する有識者アンケート調査（平成14年2月） |
| 障害者に関する世論調査（平成13年9月） |
| 選択的夫婦別氏制度に関する世論調査（平成13年5月） |
| エイズに関する世論調査（平成12年12月） |
| 外国人労働者問題に関する世論調査（平成12年11月） |
| 犯罪被害者に関する世論調査（平成12年9月） |

[6] おわりに

人権意識調査でのこうした議論は、人権教育や人権行政をはじめ様々な分野においても共通した論点を有している。議論の深化が期待される。